

登園許可証明書のお願

白帆台保育園 保健室

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症につきまして、登園許可証明書の提出をお願いします。 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

病名		登園のめやす
麻疹（はしか）		熱が下がってから3日を経過してから
風疹		発疹が消えてから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過し、全身状態が良好になってから
水痘（水ぼうそう）		発疹がすべて消え、かさぶたになってから
インフルエンザ		発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった日の翌日から3日を経過し、体力が回復してから
百日咳		特有の咳が出なくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
結核		医師に感染の恐れがないと認められるまで
アデノウイルス感染症	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えてから2日を経過してから
	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消え、医師に感染の恐れがないと認められてから
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）		症状が治まり、かつ抗菌薬の治療が終了し、48時間をあけて2回の検便によって、菌陰性が認められてから（医師に感染の恐れがないと認められるまで）

-----切-り-取-り-線-----

登園許可証明書

白帆台保育園

児童氏名 _____

上記の者は (病名) _____ から症状も回復し、集団生活に支障が

ない状態になったので、平成 年 月 日から登園可能であることを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印